

駐車施設設置（変更）届出書

令和 年 月 日

広島市長様

設置者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり、駐車施設を設置（変更）しますので、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定により届け出ます。

駐 車 施 設	1 設置場所		区					
	2 敷地について有する権利		□所有権 □賃借権 □その他（ ）					
	3 施設について有する権利		□所有権 □賃借権 □その他（ ）					
	4 使用承諾者 所有権を持たない場合	住所又は所在地						
		氏名又は名称						
	5 全体規模 小型車対応の規格以下のものも小型車対応に計上	区分	建築物内又は敷地内		隔地		合計	
小型車対応 (2.3m×5.0m)		台	台	台	台	台	台	
普通車対応 (2.5m×6.0m)		台		台		台		
車椅子対応 (3.5m×6.0m)		台		台		台		
6 附置義務台数		台（次頁のとおり）						
建 築 物	7 所在地		区					
	8 建築物名称・建物用途		(名称)			(用途)		
	9 地区・地域		□駐車場整備地区 □商業地域 □近隣商業地域 □周辺地区					
	10 附置義務対象面積 附置対象面積は、延床面積から駐車場及び駐輪場の床面積を除いたもの		特 定 用 途		非 特 定 用 途		合 計	
			店 舗 用 途	その他特定用途				
		①	②	③	⑥(⑨)			
		㎡	㎡	㎡	㎡			
11 工事の着手予定年月日		令和 年 月 日						
12 建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不相当と認める理由								

- 備考
- 1 変更届出書にあつては、変更事項の前後を全て上下2段書きとし、変更後を**朱書き**してください。
 - 2 設置者住所・氏名欄で法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
 - 3 届出書は**2部提出**してください。
 - 4 次の書類を添付してください。
 - 施設の付近見取図（1/2500程度）
 - 施設の配置図、各階平面図（**附置義務設置場所を明示**）及び断面図（1/300程度以上）
 - 求積表（延床面積、駐車場・駐輪場面積、**附置義務対象用途別(①②③)面積を明示**）
 - 特殊の装置（機械式駐車装置）を用いる場合、国土交通省各地方整備局長の認定書の写し及び構造図（1/300程度以上）
 - 誓約書（自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が500㎡以上で路外駐車場としない場合）
 - 自転車等駐車場設置届出書の写し（駐輪場整備促進策による緩和を受ける場合）

1 建物用途

特定用途：百貨店その他の店舗、事務所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場、倉庫及び工場

非特定用途：特定用途以外の用途（共同住宅、神社、仏閣、各種学校など）

2 附置義務台数

(1) 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のとき

店舗用途 (①) ÷ 150 + その他特定用途 (②) ÷ 250 + 非特定用途 (③) ÷ 450 ≙ (切上げ) ④ ≙ ⑤ 台
(小数点以下第2位を四捨五入)

附置義務対象面積の合計⑥が、6,000 m²未満の場合の緩和

④ × $\left\{ 1 - \frac{1,500 \times \{ 6,000 - (⑥^{*}) \}}{6,000 \times (⑦^{*}) - 1,500 \times (⑥^{*})} \right\}$ ≙ (切上げ) ⑧ 台

※ ⑥ = ① + ② + ③、⑦ = ① + ② + ③ × 3/4

(2) 周辺地区のとき

(⑨^{*}) ÷ 250 ≙ (切上げ) ⑩ ≙ ⑪ 台 ※ ⑨ = ① + ②
(小数点以下第2位を四捨五入)

附置義務対象面積の合計⑨が、6,000 m²未満の場合の緩和

⑩ × $\left\{ 1 - \frac{6,000 - (⑨)}{2 \times (⑨)} \right\}$ ≙ (切上げ) ⑫ 台

(3) 事務所用途の特例（事務所用途に供する部分の面積が1万m²を超える場合の緩和）

1万m²を超え5万m²までの部分の事務所面積 5万m²を超え10万m²までの部分の事務所面積 10万m²を超える部分の事務所面積

10,000 + [] × 0.7 + [] × 0.6 + [] × 0.5 ≙ [] m² ②へ
(小数点以下四捨五入)

(4) 駐車マスの規模別設置割合

附置義務台数 (⑤⑧⑩⑫) 台 - 駐輪場整備促進策による駐車場緩和台数^{*} () 台 - 附置義務台数のうち機械式駐車装置で設ける台数 () 台 = 附置義務台数のうち平面駐車場で設ける台数 () 台 …… ⑬

※ 駐輪場整備促進策による緩和を受ける場合は、自転車等駐車場設置届出書の写しを添付

普通車対応 (2.5m × 6.0m) …… ⑬ 台 × 0.3 ≙ (切上げ) ⑭ 台 (⑭のうち、車椅子対応 (3.5m × 6.0m) [] 台)
特定用途を含む場合、1台以上必要

小型車対応 (2.3m × 5.0m) …… ⑬ 台 - ⑭ 台 = [] 台